

「準1級」設置に伴う、制度・運営方法の変更の概要

日本規格協会 品質管理検定センター

1. 「準1級」の新設（「認定」から「合格」に変更）

これまでの準1級認定は、品質管理の知識を実務に活用できることを測る二次試験（論述試験）の結果が合格基準には至らなかったものの、一次試験（手法分野及び実践分野の知識を測るマークシート試験）の結果が1級合格水準を満たしていた受検者を、「準1級認定」としていました。

今後は、一次試験（マークシート試験）で基準点以上得点した受検者を「準1級合格者」とし、更にもの中から二次試験（論述試験）で基準点以上得点した受検者を「1級合格者」とすることに変更します。

なお、準1級合格とこれまでの準1級認定では、合格基準及び次項に示す試験の実施方法が異なりますので、準1級認定の方が「準1級合格者」を称することはできません。

2. 試験実施方法の変更

1級の試験時間は120分ですが、一次試験（マークシート試験）を90分、二次試験（論述試験）を30分で実施していただく想定で、試験問題が作成されています。

一方、試験の実施方法としては、120分間の試験時間を、一次試験と二次試験の時間に区切ることなく実施して参りました。このため、一次試験と二次試験にそれぞれどの程度の時間を費やすかは、受検者に任されていました。

しかし、試験時間中に毎回行っている調査や、回収された論述答案の状況から、一次試験に最大120分を使っている受検者が一定程度いることが把握されており、公平性の観点から改善されるべき課題となっていました。

今般の制度改正に伴い、この課題も解決するため、一次試験と二次試験を、時間を区切って実施することに変更いたします。

3. 準1級合格基準及び1級合格基準

(1) 準1級合格基準

1級試験の内、手法分野と実践分野からなる一次試験（マークシート試験）の結果が以下を満たしていること。

- ・総合得点が概ね70%以上であること。
- ・手法分野と実践分野の得点がそれぞれ50%以上であること。

(2) 1級合格基準

- ・当該回の準1級合格基準を満たしていること。
- ・論述方式で行われる二次試験の得点が概ね70%以上であること。

4. 準1級合格者の特例受検（第35回から実施）

準1級に合格した者は、合格した回の直後に実施される検定試験に限り、申込の際の申告により、1級試験の一次試験を免除され、二次試験の結果が1級合格基準を満たした場合、1級合格となります。

この特例の場合を除き、1級受検者は二次試験のみの受検はできません。（別表参照）

別表：準1級合格者と特例受検の対応

		準1級に合格した回			
		第34回 合格者	第35回 合格者	第36回 合格者	第37回 合格者
特例受検（一次試験免除）が できる回	第35回	○	—	—	—
	第36回	×	○	—	—
	第37回	×	×	○	—
	第38回	×	×	×	○

※○印の回では二次試験（論述試験）のみで1級受検ができます。

※×印の回では通常の1級受検（マークシート試験と論述試験）となります。

以上